池田市着ぐるみ貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、池田市を広くPRするため、次条に規定する貸出対象者 にふくまるくん、ふくまるちゃん(以下「着ぐるみ」という。)を貸し出すこ とについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象者)

- 第2条 着ぐるみの貸出対象者は、次に掲げる者が企画又は実施する行事又は 事業(以下「行事等」という。)の主催者とする。
 - (1) 本市の区域内(以下「市内」という。)に在住する者
 - (2) 主たる活動拠点が市内に存在する団体
 - (3) 市内に事業所又は営業所が存在する法人
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が認めるもの

(貸出期間)

第3条 着ぐるみの貸出期間は1日以内とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(貸出申込)

第4条 着ぐるみの貸出しを受けようとする者は、当該貸出しを受けようとする期間(以下「貸出期間」という。)の初日(以下「貸出日」という。)が属する会計年度(地方自治法(昭和22年法律第67号)第208条第1項に規定する年度をいう。以下同じ。)の初日から、貸出日の初日から起算して2週間前の日まで(但し、4月1日から6月30日までの貸出日に着ぐるみの貸出しを受けようとする場合にあっては、貸出日から起算して3か月前から2週間前まで)に、着ぐるみ貸出申込書兼同意書(様式第1号)により市長に申し込まなければならない。

(貸出しの承諾等)

- 第5条 市長は、前条に規定する申込み(以下「貸出申込み」という。)があったときは、速やかにその内容を審査し、着ぐるみの貸出しの承諾又は不承諾を決定しなければならない。ただし、当該申込みに係る行事等が開催される日時が重複する貸出申込みが同一日に複数あった場合は、当該貸出申込みのあった順序に従って審査を行うものとする。
- 2 市長は、前項の審査において、貸出申込みに係る行事等が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その貸出しを承諾しない。
 - (1) 市の信用又は品位を傷つけ、又はそのおそれがあると市長が認める場合
 - (2) キャラクターのイメージを傷つけ、又はそのおそれがあると市長が認める場合
 - (3) 法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれがあると市長が認める場合

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他の集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になり、又はそのおそれがあると市長が認める場合
- (5) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援若しくは公認しているような誤解 を与え、又はそのおそれがあると市長が認める場合
- (6) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用せず、又はそのおそれがあると 市長が認める場合
- (7) 着ぐるみがき損し、又は滅失するおそれがあると市長が認める場合
- (8) 貸出申込みに係る貸出期間が、既に貸出しを承諾した他の行事等の貸出期間と重複する場合
- (9) 貸出申込みに係る貸出期間が、市又は教育委員会が主催し、又はこれに 準ずる行事等について着ぐるみを使用しようとする日時と重複する場合
- (10) 前各号に定めるもののほか、市長が貸出しを不適当と認める場合
- 3 市長は、第1項の決定をしたときは、貸出申込みを行った者に対し、着ぐるみ貸出承諾通知書(様式第2号)又は着ぐるみ貸出不承諾通知書(様式第3号)により通知するものとする。この場合において、貸出しを承諾したときは、当該貸出しに当たっての必要な条件を付すことができる。
- 4 前項の規定により貸出しの承諾を受けた後において、第2項第9号に規定する市又は教育委員会が主催し、又はこれに準ずる行事等について着ぐるみを使用しようとする日時と重複した場合は、市長は、当該承諾を取り消し、当該承諾を受けた者(以下「借受者」という。)に対し、着ぐるみ貸出取消通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(承諾後の変更)

- 第6条 貸出しの承諾を受けた後において、当該貸出しに係る行事等の日時及 び内容に変更があった者は、速やかに、着ぐるみ貸出申込書兼同意書に着ぐ るみ貸出承諾通知書を添えて市長に申し出なければならない。
- 2 前項に規定する申出があった場合の着ぐるみの貸出しについては、前条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「前条に規定する申込み(以下「貸出申込み」という。)」とあるのは「第6条第1項に規定する申出(以下「変更申出」という。)」と、「当該申込み」とあるのは「当該申出」と、「複数」とあるのは「既に」と、「当該貸出申込みのあった順序に従って」とあるのは「変更届日を貸出申込日とし貸出申込みのあった順序に従って」と、同条第2項及び第3項中「貸出申込み」とあるのは「変更申出」と読み替えるものとする。

(意見の聴取)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、第5条第2項第4号に規定する 認定について、池田警察署長の意見を聴くものとする。

(貸出料等)

- 第8条 着ぐるみの貸出料は、無料とする。ただし、クリーニング代実費負担 金として、着ぐるみ1体につき4,000円を徴収する。
- 2 前項のクリーニング代実費負担金は、貸出期間終了日から2週間以内に、 納入しなければならない。

(適正管理)

第9条 借受者は、借り受けた着ぐるみを常に良好な状態で管理しなければな らない。

(報告義務)

- 第10条 借受者は、その使用中に着ぐるみをき損し、又は滅失したときは、 直ちに市長に報告しなければならない。
- 2 着ぐるみを使用する際に着ぐるみに衣装等装飾を施す場合は、キャラクターの尊厳と品位を損なうおそれのないようにし、その旨を事前に観光担当課まで報告しなければならない。

(貸出中止)

- 第11条 市長は、借受者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、 その貸出期間にかかわらず、直ちに着ぐるみの貸出しを中止し、返却することを求めるものとする。
 - (1) 貸出しの際に付した条件に違反したとき。
 - (2) 行事等が、第5条第2項各号のいずれかに該当するとき。
 - (3) この要綱の規定に違反したとき。
- 2 市長は、第5条第4項の規定により承諾を取り消した場合又は前項の規定 により貸出しの中止及び返却が完了した場合において、当該中止に伴う損害 賠償の責めを負わない。

(返却)

第12条 借受者は、貸出期間を満了したときは、直ちに市長に着ぐるみを返却しなければならない。

(損害賠償)

- 第13条 借受者は、貸出期間中にその責めに帰すべき理由により着ぐるみを き損し、又は滅失したときは、市長の指示するところに従い、その負担にお いてこれを補修し、又は損害を賠償しなければならない。
- 2 市長は、着ぐるみの使用に起因する事故等により、借受者又は第三者について損害が生じた場合においては、その賠償の責めを負わない。

(庶務)

第14条 着ぐるみの貸出しに係る庶務は、観光担当課において処理する。

附則

この要綱は、平成21年2月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附則

(実施期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際現に第23条の規定による改正前の池田市イメージキャラクター「ふくまる」の使用に関する要綱、第24条の規定による改正前の池田市ふくまる着ぐるみ貸出要綱及び第29条の規定による改正前の池田市事前協議制度実施要綱(以下「旧要綱」という。)の規定により提出されている書類は、第23条の規定による改正後の池田市イメージキャラクター「ふくまる」の使用に関する要綱、第24条の規定による改正後の池田市ふくまる着ぐるみ貸出要綱及び第29条の規定による改正後の池田市事前協議制度実施要綱(以下「新要綱」という。)の規定により提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の実施の際現に旧要綱に規定する様式については、所要の修正を 加え、当分の間新要綱に規定する様式として使用することができる。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、令和5年8月1日から実施する。